

2020年3月

経営Q&A

回答者

税理士法人山田&パートナーズ

税理士 平井 伸央

消費税増税と軽減税率でどう変わる？ 企業の実務への影響と対策

～今さら聞けないキャッシュレス・ポイント還元事業～

Question

当社は、飲食サービスと雑貨販売を営んでいます。当社ではお支払方法は現金のみとしておりますが、他の多くの店舗で「キャッシュレス 5%還元（キャッシュレス・ポイント還元事業）」の赤いポスターを見かけるようになり、当社も売上拡大のためにキャッシュレスに対応すべきかどうか悩んでいます。

キャッシュレス・ポイント還元事業は消費税の増税に合わせて国の施策により導入されたと聞きましたが、今からでも参加できるのでしょうか。

Answer

「キャッシュレス・ポイント還元事業」は、中小・小規模事業者向けのキャッシュレス決済導入支援制度です。本事業は、消費税増税改正が行われた2019年10月1日から2020年6月末までの9か月間実施される予定で、2020年4月末まで申請を受け付けていますので、今からでも支援制度に参加することができます。

1. キャッシュレス・ポイント還元事業における支援制度

キャッシュレス・ポイント還元事業（又はキャッシュレス・消費者還元事業。以下「本事業」とします。）は、消費税率引上げ後の消費喚起とキャッシュレス推進を目的とした中小・小規模事業者向けの支援制度であり、2019年10月1日から2020年6月末までの9か月間実施されます。具体的には、事業者がキャッシュレス化（クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコードなど電子的な決済手段の導入）を行うにあたり、以下の支援を受けることができます。

区分	支援対象	中小・小規模事業者の負担
キャッシュレス化支援	加盟店手数料・決済手数料	実施期間中の負担は2.17%以下(注1)
	決済端末の導入費用	負担なし(注2)
消費喚起支援	キャッシュレスで支払った消費者へのポイント還元	負担なしで消費者へ売上の5%を還元(注3)

(注1) 本事業に参加するキャッシュレス決済事業者については、実施期間中の手数料を決済額の3.25%以下に設定することとし、その1/3を国が補助します。

(注2) 決済端末費用の1/3をキャッシュレス決済事業者が負担し、2/3を国が補助します。

(注3) キャッシュレス決済事業者がポイント発行等を行い、その原資を国が補助します。フランチャイズチェーン店等の還元率は2%です。

2. 中小・小規模事業者の範囲

本事業の対象となる中小・小規模事業者の範囲は次のとおりです。

業種分類	次のいずれかを満たす事業者（会社・個人事業主）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業(注)	5,000万円以下	100人以下

(注) 旅館業は資本金5,000万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員200人以下となります。

なお、上記条件を満たしていても「過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円超の事業者」「資本金又は出資金5億円以上の法人に直接又は間接に発行済株式等の100%を保有される事業者」は対象から除外されます。また、業種や取引内容によっても対象外となる可能性がありますので、参加を検討する場合には詳細を確認する必要があります。

3. 本事業への参加への流れ

本事業に参加する場合は、選択したキャッシュレス決済事業者経由で参加を申込みます。複数の決済事業者と契約をしている場合には、すべての決済事業者に申請が必要です。申請期限は2020年4月末までとなりますが、本事業の実施時期は2020年6月末までであり、決済事業者への申請から登録審査が完了までの期間はおおよそ1~2か月程度とされていますので、これからの申請は、決済端末導入費用の補助を受けるかどうかの検討が中心となります。

決済事業者の選択に当たっては、本事業のホームページで決済事業者が提供するプランの比較を行うことができます。プランの内容として、提供可能な決済サービス、手数料、入金タイミング、提供される決済端末等の情報がまとまっていますので、申請を行う事業者の業態や顧客層等を考慮して選択することになります。

4. 本事業の現状と参加の検討

経済産業省の公表数値では、2020年2月1日現在で本事業の加盟店登録数は約99万店、2019年12月16日までの対象決済金額は約2.9兆円、ポイント還元額は約1,190億円とされています。令和元年度の補正予算として本事業に約1,500億円が追加計上されていますので、本事業は想定以上の利用状況にあると考えられます。

一方で、検討の結果、本事業の参加を見送った事業者も多数あると思われます。もともと日本は主要各国の中でもキャッシュレスの普及が進んでいないという状況があります。これには、他の国に比べ現金の利便性が高く、現金に対する高い信頼性がある等の社会的要因があります。また、店舗側においても以下のようなデメリットがあることからキャッシュレス決済導入を見合わせているケースがあります。

- キャッシュレス端末の導入にコストが発生する
- キャッシュレス決済に係る決済手数料が経常的に発生する
- 売上が資金化されるまでに通常半月から一か月程度のタイムラグが発生する
- 新たなオペレーションの負担が発生する

キャッシュレス端末の導入コストについては、本事業の補助により解消することができますが、特にハードルが高いと思われるのが、キャッシュレス決済に係る決済手数料です。本事業期間中においても最高で決済額の2.17%の負担が生じます。本事業終了後は事業者ごとの個別の調整になりますが、決済事業者が公表しているプランの内容では3%台の料率になるケースが多いと見込まれます。中小企業庁が実施した中小企業実態基本調査（平成29年度決算実績）によれば、小売業の営業利益率（売上

高に占める営業利益の割合)の平均は約 2.2%であることから、手数料負担は大きな課題となっています。また、現状、決済手段が多様化し、決済事業者間における顧客獲得競争も激化しています。キャッシュレス化への過渡期とも考えられるため、導入に踏み切りづらいと感じる事業者も多いと思われます。キャッシュレス決済の導入により訪日外国人の需要を取り込める等のメリットがあるとも言われますが、顧客層等を考慮し、あまり影響がないと見込まれる場合には、本事業への参加を見送るという判断もあると思います。

5. 今後のキャッシュレス決済への対応

国の方針としては、現状約 20%にとどまっているキャッシュレス決済比率(主要各国は 40%~60%)を 2025 年 6 月までに 40%程度とする目標を掲げています。さらに将来的には世界最高水準の 80%を目指すとしています。本事業終了後には、マイナンバーを活用したポイント還元システム「マイナポイント事業」が 2020 年 9 月よりスタートする予定です。このように今後も引き続き、国主導によるキャッシュレス推進の施策が講じられる可能性があります。

加えて、キャッシュレス決済事業者間の競争により、決済システムや消費者が利用する決済アプリ等の利便性が高まり、利用環境が向上していくことも見込まれます。消費者にとって利用しやすい環境が整えば、キャッシュレスの浸透するスピードが一気に速まる可能性があります。そのような環境となれば、訪日外国人のみならず国内需要においてもキャッシュレス決済の対応が不可欠となることが予想されます。現状で導入を見送ったとしても引き続き動向を注視しておく必要があります。

また、キャッシュレス化は売上拡大にのみ貢献するわけではありません。導入時の新たなオペレーションへの対応で負担が生じる可能性はあるものの、現金管理等の手間の削減効果が期待できます。店舗の人手不足も今後ますます深刻になっていくことが予想されますので、キャッシュレス未対応の店舗においては、キャッシュレス決済の仕組みを導入した場合に、事業全体にどのような影響が生じるのかあらかじめ検討しておき、対応できる態勢を整えておくことも必要と考えます。

《執筆者紹介》

税理士法人山田&パートナーズ
パートナー 税理士 平井 伸央

2006 年税理士登録

ホームページ： <https://www.yamada-partners.gr.jp/>



日本政策金融公庫
国民生活事業